

番号：160641

国名：ラオス

担当：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：サバナケット県における行政能力向上を通じた参加型農業振興プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析/農業）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2016年10月上旬から2016年11月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.40M/M、現地 0.70M/M、合計 1.10M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
4日	21日	4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月21日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年10月4日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	農業分野における各種評価調査
対象国/類似地域	ラオス/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ラオス国では経済成長に伴い、農業分野において、これまでのコメを中心とする農業生産から、野菜や畜水産物などの農産物生産へと作物の多様化が進みつつある。

サバナケット県は、雨季（6～10月）の天水稲作を中心とする自給自足農業が営まれており、県民は余剰米を換金して現金収入を得ているが、コメの生産性及び品質は概して低い。これまで、ラオス南部のポロベン高原において、民間投資やドナー支援を通じ、農産物が国際市場で販売され始めており、商業化が遅れていたサバナケット県においても、「農業開発戦略 2025 ビジョン 2030」（2015年）、「第8次農林業開発5か年計画」（2016年）及び「商業的生産および食料安全保障プログラム」において、コメ増産の重点県として生産強化の方針が打ち出されるなど、政府による具体的な生産性向上への取り組みが始まりつつある。

また、農林省の「灌漑施設管理移転（Irrigation Management Transfer）施策」（1998年）では、灌漑施設の操作管理を含む運営管理に関する権利と義務が行政側から水利組合に移管されることになったが実施は停滞していた。このため、JICA「南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト（Participatory Irrigated Agriculture Project：PIAD）」（2010.11～2015.11）を実施し、サバナケット県内5か所のモデルサイトにおいて、参加型による灌漑施設の保守整備や水路の延伸技術に加え、基本的栽培技術の実践指導や農家組織の強化等を行い、これを「PIADモデル」として確立した。

サバナケット県をはじめとする南部メコン川沿いの地域は、農業に適した地域で、東西回廊の中継拠点でもあることから、市場として発展する潜在性が高く、商業的農業の実践を参加型による「PIADモデル」に沿って実施することは、広く農業生産性の向上と農家の収入向上に資するとして、我が国に対し技術協力プロジェクト「サバナケット県における行政能力向上を通じた参加型農業振興プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を要請した。

同要請をふまえラオス側と協議を重ねた結果、商業的農業の発展に向けて、関連する分野の行政的資源を集中させ、技術協力の成果をより効果的に発現させるためには、実施主体となるサバナケット県農林局の他、県本局、県計画局、県財務局、県商工業局を巻き込んだ県の事業として展開していくことが肝要であり、予算面・計画面においても自立的運営が可能となるような行政能力強化が喫緊の課題とされた。

本プロジェクトは、2017年2月から5年間の実施を予定しており、今回の詳細計画策定調査において、JICAは、現地調査及びラオス側のカウンターパート（以下、C/P）機関であるサバナケット県農林局をはじめとする各部局との協議を通じて、基本計画（案）を策定、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に沿ったプロジェクト実施の検証及びプロジェクトの基本構想（R/D（案）、PDM（案）、実施体制（案）他）についてラオス国側と合意し、事業事前評価表を作成することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本業務従事者は、他の調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2016年10月上旬）

- ① 要請背景（過去のJICAプロジェクト実施状況含む）・内容を把握（要請書・関連報告書、過去のJICAプロジェクト及び他ドナーが実施する類似プロジェクト等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② ラオス側関係機関（ラオス国農林省灌漑局、サバナケット県下の農林局、本局、計画局、

財務局、商工業局、郡農林事務所等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。質問票は、JICA ラオス事務所を通じて事前配布を行う。

- ③調査団と協議のうえ、PDM(Project Design Matrix)(案)(和文・英文)、PO(Plan of Operations)案(和文・英文)の作成に協力する。
- ④調査団内の打ち合わせ、対処方針会議等に出席する。

(2) 現地派遣期間(2016年10月中旬～11月上旬)

- ①JICA ラオス事務所等との打合せに参加する。
- ②ラオス側関係機関・プロジェクト対象候補の農家組織との協議及び現地調査に参加する。
- ③プロジェクトの背景・目的・内容を確認する(要請書や関連報告書の他、過去のJICA プロジェクトの実施状況等の内容を踏まえたうえで、ラオス側関係機関のニーズを確認する)。
- ④JICA ラオス事務所を通じて、あるいは本業務従事者により直接回収される質問票を分析し、その結果を団内で共有する。
- ⑤質問票を踏まえ、インタビューを通じて、以下の情報・資料を収集の上、分析を行う。
 - 1) ラオスの農業セクターの現状と課題
 - 2) ラオスの農業セクターの開発計画・政策における本プロジェクトの位置づけ
 - 3) 農業セクターに対する我が国援助方針における本プロジェクトの位置づけ
- ⑥ラオス側の実施機関のプロジェクト実施体制(人員、予算体制含む)を確認する。
- ⑦プロジェクト対象県であるサバナケット県において、以下事項を含む関連情報収集を行う。
 - ア 本プロジェクトの取組みが県の事業として実施(計画、予算配分、実施、評価の一連のプロセスを含む)されるようになるために、「プロジェクト運営委員会」として参画が必要となる部局を明らかにする。(行政関連の部局以外にも、県議会、青年同盟・婦人同盟等の組織の関与が有効と判断される可能性もある。)
 - イ 県農林局が県下の各地域に対して実施している農業インフラ整備や農業技術に関する支援事業の実施プロセス(支援事業選定、技術指導、事業評価など)と、事業予算の確保・執行のプロセスを明らかにする。
 - ウ 県下のチャンポン郡及びサイブリ郡の郡農林事務所職員が実施する農家への技術指導や普及活動において、活動予算が不足している現状を把握し、予算が十分に行きわたらない原因を調査する。
 - エ PIAD がモデル地区として介入した5地区(チャンポン郡：ゲンコック・ヌア地区、ポントン・ドンニエン地区、ホワイバック地区、サイブリ郡：トンヘン地区、ソムサード地区)における農家の現状(農業収入、栽培品目、生産性、主な販売先など)について調査を行う。
- ⑧調査団及びラオス側関係機関と協議の上、PDM(案)(和文・英文)、PO(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ⑨関係者との協議で合意された内容について、討議議事録(R/D: Record of Discussions)案(英文)及びM/M(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑩評価5項目(妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の観点から事業事前評価表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ⑪担当分野に係る現地調査報告を団内に共有し、JICA ラオス事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間(2016年11月上旬)

- ①事業事前評価表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
- ②収集資料の整理・分析(収集資料リストの作成や、質問票回答、事業事前評価表、PDM案、PO案等の他調査団員の作成した資料の取りまとめ等も含む)を行う。
- ③帰国報告会、団内打合せ等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④担当分野に係る詳細計画調査報告書(案)を作成し、全体取りまとめに協力する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
上記については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。
留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上してください）。
航空経路は、成田→バンコク→ビエンチャン→バンコク→成田を標準とします。
ビエンチャンから先、ラオス国内の移動については、JICAラオス事務所による手配を予定します。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年10月16日～2016年11月5日を予定しています。
JICAの調査団員の現地調査期間は、2016年10月23日～2016年11月5日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 地方行政強化/灌漑施設整備（外部団員）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（官団員の調査期間については、官団員と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
英語⇄ラオス語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
なし

- (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8445）にて配布します。
・PIADガイドライン
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>)で公開されています。
・ラオス国南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト中間レビュー調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12182903.pdf>

・ラオス国南部メコン川沿岸地域参加型灌漑農業振興プロジェクト終了時評価調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12248951.pdf>

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

③不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上